



鳥取県公報

令和8年7月31日（金）
第9811号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（451）（広報課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	所有者等が判明しない放置自動車（452）（住宅政策課）・・・・・・・・ 3
	土地改良区の定款の変更の認可（3件）（453～455）（農地・水保全課）・・・・・・ 3
	保安林の指定施業要件の変更予定（3件）（456～458）（森林づくり推進課）・・・・・・ 3
	基本測量の終了（459）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	公共測量の終了（460）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	土砂災害警戒区域の指定（461）（治山砂防課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	土砂災害警戒区域の指定の変更（462）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	土砂災害特別警戒区域の指定（463）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更（464）（〃）・・・・・・・・・・・・ 7
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除（465）（〃）・・・・・・・・・・・・ 7
	指定障害福祉サービス事業者の指定（466）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 7
	土地改良区の役員の退任（467）（中部総合事務所農林局）・・・・・・ 8
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（468）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 8
	指定公金事務取扱者の変更の届出（469）（会計指導課）・・・・・・ 8
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定の裁定（経営支援課）・・・・・・・・・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第451号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項に基づき、次のとおり告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

鳥取県に関するイメージ調査

2 調査の目的

県外における鳥取県のイメージ等を把握し、県外への情報発信のために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1） 地域的範囲

首都圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）、関西圏（大阪府・兵庫県・京都府）、中京圏（愛知県）、中国・四国圏（広島県・岡山県・香川県）及び九州圏（福岡県）

（2） 属性的範囲

10代以上の男女

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1） 報告を求める事項

ア 鳥取県来訪の有無

イ 鳥取県の話題に関する事項

ウ 鳥取県が主な産地である食材の食経験の有無

エ 鳥取県の観光地等の来訪の有無

オ 鳥取県に関する情報の取得源

カ その他意識等に関する事項

（2） その基準となる期日又は期間

調査票記入日現在（報告を求める期間のうち任意の1日）

5 報告を求める者

（1） 報告者数

5,400人

（2） 選定の方法

調査を委託する民間事業者のインターネットモニターに登録している者の中から、年代別（10代から60代以上まで）・性別ごとの人数が均等になるように選定する。

6 報告を求めるために用いる方法

調査業務を受託した民間事業者が、報告者に対して調査を告知し、報告者は、当該民間事業者のウェブサイト上で回答を登録する。

7 報告を求める期間

令和8年8月中旬から9月まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県令和の改新戦略本部政策戦略局広報課のホームページで公表する。

鳥取県告示第452号

鳥取県国有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第7条第3項の規定に基づき、所有者等が判明しない放置自動車について、次のとおり告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

警告書を貼り付けた日	放置されている場所	車名、塗色、自動車登録番号	車内に放置されている物件	告示後の取扱い	引取りの方法
令和8年6月1日	米子市永江260 鳥取県営住宅 永江団地駐車場	トヨタ プラッツ 銀色 鳥取500た6204	なし	令和8年11月1日以後に処分	鳥取県西部総合事務所環境建築局建築住宅課に申し出ること。
〃	〃	スズキ アルト 黒色 鳥取580は2007	〃	〃	〃

鳥取県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、上大口土地改良区の定款の変更を令和8年7月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江白浜土地改良区の定款の変更を令和8年7月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江宇田川地区土地改良区の定款の変更を令和8年7月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第456号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市用瀬町江波字大畑ヶ谷1046の1、1046の3、1046の13から1046の16まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}
- 3 変更後の指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第457号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒埴字大井谷683の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第458号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町福万来字野呂山川東150の1から150の13まで、生山字板井谷山313の2、313の151、313の198から313の207まで、霞字野路山1074の1から1074の3まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第459号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町及び東伯郡湯梨浜町
- 3 終了年月日 令和7年11月28日

鳥取県告示第460号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び応用測量）
- 2 作業地域 西伯郡伯耆町三部
- 3 終了年月日 令和8年3月13日

鳥取県告示第461号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称

湯所町F地区（Ⅰ－1611）、中湯棚A地区（Ⅰ－1612）、福園C地区（Ⅰ－1614）、白兎H地区（Ⅱ－3732）、尾崎A地区（Ⅱ－3733）、細見A地区（Ⅱ－3734）、細見B地区（Ⅱ－3735）、有富G地区（Ⅱ－3736）、篠坂A地区（Ⅱ－3737）、神垣E地区（Ⅱ－3738）、中砂見A地区（Ⅱ－3739）、下砂見第7地区（Ⅱ－3740）、下砂見第8地区（Ⅱ－3741）、水根G地区（Ⅱ－3742）、家奥C地区（Ⅱ－3743）、尾際K地区（Ⅱ－3837）、宝木F地区（Ⅲ－4331）、宝木G地区（Ⅲ－4332）、覚寺I地区（Ⅲ－4333）、大畑F地区（Ⅲ－4334）、橋本C地区（Ⅲ－4335）、篠坂B地区（Ⅲ－4336）、家奥D地区（Ⅲ－4337）

- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第462号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

宮ノ谷川（Ⅰ－1－1－1－78）、小畑北谷川（Ⅰ－2－1－7－38）、土居川（Ⅱ－1－1－1－37）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

有富地区（Ⅰ－49）、土居地区（Ⅰ－249）、梶掛地区（Ⅰ－275）、小沢見第2地区（Ⅰ－1079）、乙亥正地区（Ⅱ－2209）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第463号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

湯所町F地区（Ⅰ－1611）、中湯棚A地区（Ⅰ－1612）、福園C地区（Ⅰ－1614）、白兔H地区（Ⅱ－3732）、尾崎A地区（Ⅱ－3733）、細見A地区（Ⅱ－3734）、細見B地区（Ⅱ－3735）、有富G地区（Ⅱ－3736）、篠坂A地区（Ⅱ－3737）、神垣E地区（Ⅱ－3738）、中砂見A地区（Ⅱ－3739）、下砂見第7地区（Ⅱ－3740）、下砂見第8地区（Ⅱ－3741）、水根G地区（Ⅱ－3742）、家奥C地区（Ⅱ－3743）、尾際K地区（Ⅱ－3837）、宝木F地区（Ⅲ－4331）、宝木G地区（Ⅲ－4332）、覚寺I地区（Ⅲ－4333）、大畑F地区（Ⅲ－4334）、橋本C地区（Ⅲ－4335）、篠坂B地区（Ⅲ－4336）、家奥D地区（Ⅲ－4337）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第464号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
有富地区（Ⅰ－49）、土居地区（Ⅰ－249）、梶掛地区（Ⅰ－275）、小沢見第2地区（Ⅰ－1079）、乙亥正地区（Ⅱ－2209）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第465号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
宮ノ谷川（Ⅰ－1－1－1－78）、小畑北谷川（Ⅰ－2－1－7－38）、土居川（Ⅱ－1－1－1－37）

鳥取県告示第466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月31日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
サンフラワー合同会社	西伯郡大山町下市50	サンフラワー	東伯郡琴浦町大字赤碕1112-1	就労継続支援B型	令和8年8月1日

鳥取県告示第467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年7月31日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

監 事 福 井 孝 幸 東伯郡琴浦町大字杉下205

令和8年7月8日退任

鳥取県告示第468号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月31日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョンホーム境港訪問介護	境港市外江町2225-1	令和8年7月7日	令和8年8月1日	訪問介護
〃	けあビジョンホーム米子訪問介護	米子市青木853-7	令和8年7月16日	令和8年9月1日	〃

鳥取県告示第469号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者から名称の変更に係る届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 届出のあった指定公金事務取扱者及び変更内容

届出のあった指定公金事務取扱者	変更する内容	変更前	変更後
鳥取県立博物館振興会 会長職務代理者 副会長 片山 暢博	名称	鳥取県立博物館振興会 会長職務代理者 副会長 片山 暢博	鳥取県立博物館振興会 会長 上山 憲二

2 変更年月日

令和8年7月15日

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和8年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東伯郡北栄町大谷字上白水橋2241	畑	786
東伯郡琴浦町大字浦安字中畦59－1	田	252
東伯郡琴浦町大字浦安字中畦59－2		1,300
東伯郡琴浦町大字浦安字中畦60－1		1,400
東伯郡琴浦町大字竹内字西下1049		2,997
東伯郡琴浦町大字竹内字西下1050		3,198
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原708		397
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原709		816
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原719		2,525
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原720		2,488
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原723		1,502

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
東伯郡北栄町大谷字上白水橋2241	畑	令和8年	5年	16,915
東伯郡琴浦町大字浦安字中畦59－1	田	9月1日	10年	17,810
東伯郡琴浦町大字浦安字中畦59－2				91,860
東伯郡琴浦町大字浦安字中畦60－1				98,930
東伯郡琴浦町大字竹内字西下1049				243,030
東伯郡琴浦町大字竹内字西下1050				259,330
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原708		令和9年 1月1日	5年	1,985
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原709				4,080
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原719				12,625
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原720				12,440
岩美郡岩美町大字延興寺字下河原723				7,510

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

理事長 西尾 博之

鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに、鳥取地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は、鳥取地方法務局において、供託された補償金の還付を請求することができる。